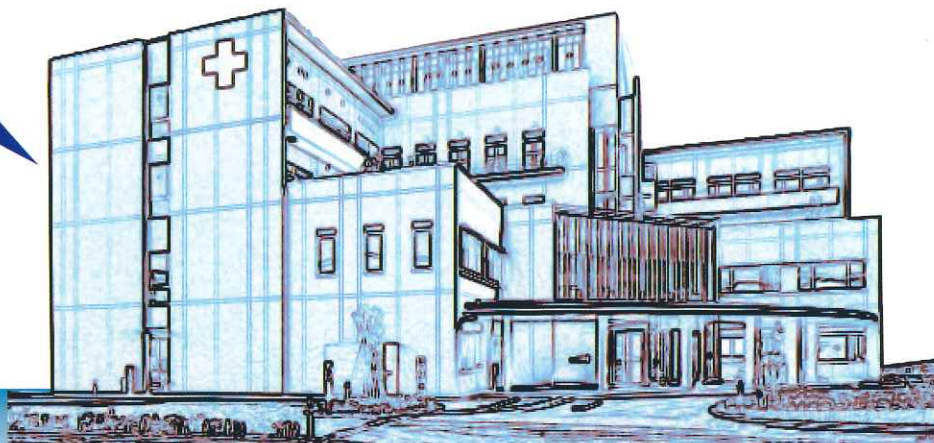


# 医療施設・社会福祉施設等の 消防用設備等設置基準早見表

## 医療施設等

消防法施行令別表第一 (6) 項イ

病院



診療所



助産所



## 社会福祉施設等

消防法施行令別表第一 (6) 項ロ  
及び 消防法施行令別表第一 (6) 項ハ

自力避難困難者入所福祉施設等  
老人福祉施設、児童養護施設等



## 消防用設備等設置に関わる消防法令の改正

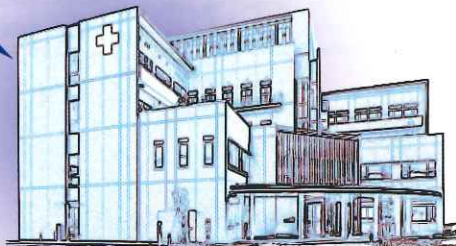
### 【改正概要】

平成 25 年に相次いで発生した火災を受け、消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準等の整備が行われました。

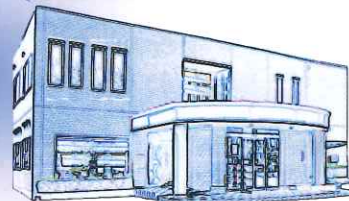
- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について (平成 25 年 12 月 27 日消防予第 492 号)
- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について (平成 26 年 10 月 16 日消防予第 412 号)

# 医療施設の用途判定

## 病院



## 診療所



療養病床  
・  
一般病床

〈病床種別〉  
精神病床・感染症病床・結核  
病床・療養病床・一般病床に  
分類される。(医療法7条2項)

ある    ない

病床数

〈病床数〉  
病床数とは、医療法7条に規定する  
許可病床数をいう。診療所において  
病床数が4以上の場合であっても、1  
日平均入院患者数が1未満のものは3  
床以下とみなすことができる。  
(平成27年3月27日消防予第130号通知)

4以上    3以下    0

特定  
診療科名

〈特定診療科名〉  
消防法施行規則5条4項で掲げ  
る診療科名以外の、避難が困難  
であると考えられる内科、整形外科、  
リハビリテーション科などをいう。

ある    ない

特定  
診療科名

ある    ない

■消防法施行規則5条4項で掲げる診療科名  
肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、  
小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、  
耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科

勤務する  
職員の数

〈適切な消火活動体制〉  
勤務する医師等の職員の数が、病床数  
13に対し1名を常時下回らない体制

&  
勤務する医師等の職員の数  
(宿直勤務者を除く)  
が、病床数60に対し2名を常時下回ら  
ない体制  
(消防法施行規則5条3項)

充たさない    充たす

(例) 92床で「勤務する職員の数」を「充たす」場合  
・常時8名以上の職員  
↳ そのうち宿直勤務者を除く職員が  
常時4名以上

## 助産所



病床

ある    ない

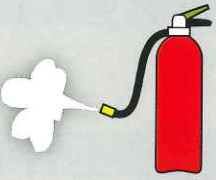
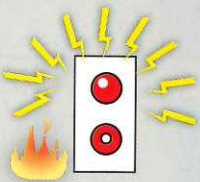
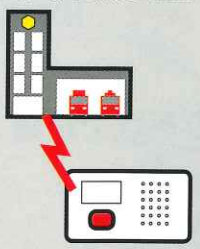
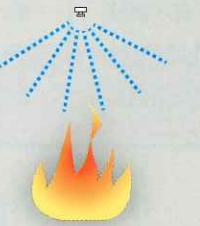
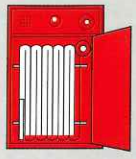
(6)項イ(1)

(6)項イ(2)

(6)項イ(3)

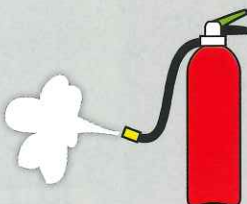
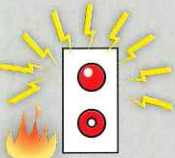
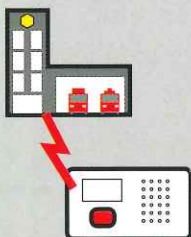

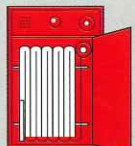
(6)項イ(4)

# 医療施設の主な消防用設備等

	(6)項イ(1)	(6)項イ(2)	(6)項イ(3)	(6)項イ(4)
<b>消火器</b> 	<b>すべて設置</b> <small>※平成 26 年 10 月 16 日の消防法令改正により、平成 28 年 4 月 1 日から施行されている。</small>			<b>150㎡以上設置</b>
<b>自動火災報知設備</b> 	<b>すべて設置</b> <small>300㎡未満（特定一階段等防火対象物を除く。）の医療施設は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を設置することができる。</small> <small>※平成 25 年 12 月 27 日の消防法令改正により、平成 27 年 4 月 1 日から施行されている。</small>			<b>300㎡以上設置</b>
<b>火災通報装置</b> 	<b>すべて設置</b> (自動火災報知設備と連動して起動) <b>2019年3月31日までに</b>	<b>すべて設置</b> <b>2019年3月31日までに</b>	<b>500㎡以上設置</b>	
<b>スプリンクラー設備</b> 	<b>すべて設置</b> <b>2025年6月30日までに</b> <small>「基準面積 1,000㎡未満」の医療施設の場合は「特定施設水道連結型スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備」を設置することができる。</small>	<b>3,000㎡以上設置</b> <b>2025年6月30日までに</b>	<b>6,000㎡以上設置</b>	
<b>屋内消火栓設備</b>  <small>※屋内消火栓設備は、スプリンクラー設備の有効範囲内の部分は設置しないことができる。</small>	<b>700㎡以上設置</b>			
	① 準耐火構造＋内装制限したもの 又は 耐火構造としたもの ② 耐火構造＋内装制限したもの			
	<b>基準面積</b> <b>1,000㎡以上設置</b> <b>2025年6月30日までに</b>	① <b>延べ面積</b> <b>1,400㎡以上設置</b>	② <b>延べ面積</b> <b>2,100㎡以上設置</b>	

# 社会福祉施設等の主な消防用設備等

(6)項ロ (自力避難困難者入所福祉施設等) (6)項ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)

<p>消火器</p> 	<p>すべて設置</p>		<p>150㎡以上設置</p>			
<p>自動火災報知設備</p> 	<p>すべて設置</p> <p>300㎡未満（特定一階段等防火対象物を除く。）の福祉施設等は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を設置することができる。</p>		<p>入居・宿泊させるもの</p> <p>すべて設置</p> <p>※平成25年12月27日の消防法令改正により、平成27年4月1日から施行されている。</p>	<p>入居・宿泊させるもの以外</p> <p>300㎡以上設置</p>		
<p>火災通報装置</p> 	<p>すべて設置</p> <p>（自動火災報知設備と連動して起動）</p> <p>※平成25年12月27日の消防法令改正により、平成27年4月1日から施行されている。</p>		<p>500㎡以上設置</p>			
<p>スプリンクラー設備</p> 	<p>すべて設置</p> <p>（一部施設は延べ面積275㎡以上設置）</p> <p>※平成25年12月27日の消防法令改正により、平成27年4月1日から施行されている。</p>		<p>6,000㎡以上設置</p>			
<p>屋内消火栓設備</p>  <p>※屋内消火栓設備は、スプリンクラー設備の有効範囲内の部分は設置しないことができる。</p>	<p>700㎡以上設置</p>	<p>① 準耐火構造 + 内装制限したもの 又は 耐火構造としたもの</p>	<p>② 耐火構造 + 内装制限したもの</p>	<p>700㎡以上設置</p>	<p>左記①の場合</p> <p>延べ面積 1,400㎡以上設置</p>	<p>左記②の場合</p> <p>延べ面積 2,100㎡以上設置</p>
<p>基準面積 1,000㎡以上設置</p>		<p>700㎡以上設置</p>				

構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。  
設置に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

お問い合わせ先

一般財団法人  
日本消防設備安全センター  
違反是正支援センター

<http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>